

経済連携に関する覚書

タイ王国工業省

日本国愛知県

この覚書は、アッチャカー産業振興局長によって代表されるタイ王国工業省と、大村秀章愛知県知事によって代表される愛知県との協定を定義するものである。

両者は、互いの利益のために、より緊密に連絡していくことを強く望むとともに、タイと愛知県の中小企業間の連携促進において、お互いに協力していくこととする。

両者は、次の事項について、ここに合意した。

- 1 両者は、新しい国際ビジネスを拓げるため、愛知県とタイの中小企業を共同でサポートする。
- 2 両者は、情報交換や意見交換を行い、経済分野における緊密な関係を確立するために合意した諸活動、すなわち、経済交流事業、相互支援のための産業クラスター連携促進事業（いわゆる「お互いビジネスコンセプト」）、セミナー・展示会・会議等を行う。
- 3 両者の連絡窓口は、この覚書内容の履行を目的として任命されるものとする。タイ工業省産業振興局は、タイ工業省側の連絡窓口として任命され、愛知県産業労働部は、愛知県側の連絡窓口として任命される。
- 4 この覚書は、条約や契約の締結を意図するものではない。また、新たに契約を締結したと解釈されることも、いかなる種類の契約と見なされることもない。この覚書は、いずれかの当事者に法的義務を生じさせるものではなく、拘束力のある約束となるものでもない。
- 5 この覚書は、両者の署名をもって有効となり、一方が他方に対して少なくとも 30 日前に書面で通知することによって終結するまで効力が継続する。この覚書の修正は、両者の合意によってのみなされる。
- 6 この覚書は、2014年9月10日、タイ王国工業省と愛知県の正当に権限を与えられた代表者によって、英語で2通作成され、締結されたものである。

タイ工業省産業振興局長
アッチャカー・シーブンルアーン

愛知県知事
大村秀章